

兵庫県立大学経済学研究科規程第1号

経済学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号、以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院経済学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び本研究科の学生（以下「学生」という。）の履修方法に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項)

第2条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第6号）第5条に規定する専決事項として経済学研究科長（以下、「研究科長」という。）が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(研究科における教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、経済学の分野で創造的・独創的研究を推進し、先駆的な情報を発信するとともに、経済学の高度な専門知識の深奥を極め、かつ関連する専門領域を横断した学際性を備えた研究者・高度専門家を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本研究科に、経済学専攻博士前期課程、経済学専攻博士後期課程、地域公共政策専攻博士前期課程を設置する。

3 博士前期課程においては、経済学について幅広くかつ深い学識の涵養を行い、経済学における高い研究能力またはこれに加えて卓越した専門能力を有した人材を育成し、博士後期課程においては、経済学における研究者・高度専門家として、国際的に通用する専門知識・能力を持つ人材を育成する。

(授業科目及び単位数)

第4条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表のとおりとする。

2 博士後期課程において、在学期間の短縮を受ける学生の履修方法については、これを別に定める。

3 授業科目の種別及び授業時間数等は次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 外国文献研究及び外国文献特殊研究については、15時間の授業をもって1単位とする。

4 各年度の開講科目名、授業時間数は学年の始めに告示する。

(指導教員)

第5条 学生について指導教員を定める。

2 学生は科目の履修について指導教員の承認を得なければならない。

(履修願の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得た上、毎学年の所定の期日までに履修願を学務所管課に提出しなければならない。

2 学生は、履修科目の届出をした授業科目でなければ試験を受けることができない。

3 提出期限後の履修は原則として認められない。ただし、特別の理由があるときには指導教員と当該科目担当教員の承認を得て研究科長に変更を願い出ることができる。

4 後期開講の科目、集中講義などを履修する場合、その他開講科目、授業時間割表等が中途変更された場合はその都度、履修願の届出の変更を認める。

(他研究科又は学部の授業科目の履修)

第7条 学生は、他研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許

可を得なければならない。

- 2 研究科長は、前項の規定により、他研究科又は学部授業科目の履修に係る許可をする場合にあっては、関係研究科長又は学部長に協議しなければならない。ただし、経営学研究科にあっては、この限りではない。
- 3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科長が相当と認めるものについては、研究科委員会の意見を聴いた上で、卒業所要単位数に算入することができる。

第8条 (削除)

(他大学院学生の受入れ)

第9条 研究科長は、大学院学則第14条の規定により他大学院学生が研究科における履修を願ひ出る者があるときは、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(転研究科及び転専攻)

第10条 研究科長は、学生が他の研究科に転科を希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 研究科長は、前項の規定により転科を許可する場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。
- 3 他の研究科の在学学生で本研究科に転科を希望する者があるときは、選考の上、相当の専攻及び年次への転科を許可することができる。
- 4 前項の選考に関し、必要な事項は研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。
- 5 研究科長は、学生が本研究科の他の専攻に転専攻を希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。
- 6 前項の許可に関し、必要な事項は研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

(単位修得の認定)

第11条 単位修得の認定は各授業科目担当の教員により、当該履修年度内に筆答試験によって行うことを原則とし、併せて平常の成績、報告及び出席状況等を勘案する。

- 2 筆答試験によらない場合、成績判定の方法と評価の基準をあらかじめ各教科ごとに学生に知らせる。
- 3 博士後期課程の単位修得認定については、別に定める。

(修士論文又は博士論文)

第12条 修士論文又は博士論文の提出の期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、学位規程に従う。

- 2 所定の期間在学した学生は、修士論文又は博士論文を提出するものとする。ただし、研究科長が、研究科委員会の意見を聴いた上で、特定の課題についての研究成果を提出することをもって修士論文の提出に代えることを認めた場合を除く。

(成績の評価)

第13条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して、次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B、Cの評語をもって表し、その区分及び評価基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 修士論文の評価は、前項の基準により行う。
- 3 博士論文の評価は、合格又は不合格をもって表す。
- 4 合格した科目については、再評価しない。
- 5 休学期間中に開講されている科目については、その単位を認めない。

(最終試験)

第 14 条 大学院学則第 25 条第 2 項、同条第 3 項及び第 27 条第 3 項に規定する最終試験は、所定の単位を修得し、第 11 条に規定する修士論文、修士論文に代わる研究成果又は博士論文を提出した者について行う。

- 2 最終試験は、修士論文、修士論文に代わる研究成果又は博士論文を中心として関連のある学科目について行う。

(長期にわたる在学期間の履修)

第 15 条 学生は、大学院学則第 16 条の規定に基づき、研究科委員会において別に定める手続により、長期履修学生となることができる。

- 2 長期履修学生が長期在学期間の短縮をするときは、研究科委員会において別に定める手続により、長期在学期間短縮願を学務所管課に提出しなければならない。

(履修方法に関する研究科規程への委任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、履修方法については、経済学研究科規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際現に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 25 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、この規程の規定にかかわらず、公立大学法人兵庫県立大学設立前の経済学研究科規則（兵庫県立大学経済学研究科規程第 1 号）の規定の例による。
- 3 前項に規定する者に対して、この規程の授業科目を履修させる必要が生じた場合の取扱いについては、研究科委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 15 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 17 日改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 21 日改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 20 日改正）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 10 月 17 日改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 2 月 20 日改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 4 日改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 8 日改正）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

経済学専攻博士前期課程

授業科目の名称	開講年次	単位数		備考
		必修	選択	
【理論経済学大講座】				理論経済学大講座、経済政策学大講座、比較経済学大講座から計12単位以上修得
ミクロ経済学研究	1・2		4	
マクロ経済学研究	1・2		4	
現代経済学研究	1・2		4	
動態経済学研究	1・2		4	
計量経済学研究	1・2		4	
数理経済学研究	1・2		4	
経済統計学研究	1・2		4	
経済学史研究	1・2		4	
社会思想史研究	1・2		4	
情報処理研究	1・2		4	
情報システム研究	1・2		4	
産業組織論研究	1・2		4	
データ解析研究	1・2		4	
国際マクロ経済学研究	1・2		4	
経済数学研究	1・2		4	
【経済政策学大講座】				
経済政策論研究	1・2		4	
金融論研究	1・2		4	
財政学研究	1・2		4	
地方財政学研究	1・2		4	
公共経済学研究	1・2		4	
社会政策論研究	1・2		4	
環境経済学研究	1・2		4	
租税法研究	1・2		4	
経済行政法研究	1・2		4	
都市経済学研究	1・2		4	
国際協力法制研究	1・2		4	
労働経済学研究	1・2		4	
資源経済学研究	1・2		4	
租税法特論	1・2		2	

授業科目の名称	開講年次	単位数		備考
		必修	選択	
【比較経済学大講座】				理論経済学大講座、経済政策学大講座、比較経済学大講座から計12単位以上修得
国際経済学研究	1・2		4	
貿易政策論研究	1・2		4	
国際金融論研究	1・2		4	
グローバル経済論研究	1・2		4	
経済史研究	1・2		4	
西洋経済史研究	1・2		4	
日本経済史研究	1・2		4	
経済地理学研究	1・2		4	
地域産業論研究	1・2		4	
地域計画論研究	1・2		4	
地域経済論研究	1・2		4	
国際開発論研究	1・2		4	
経済発展論研究	1・2		4	
中国経済論研究	1・2		4	
中国経済史研究	1・2		4	
中国社会論研究	1・2		4	
アジア社会論研究	1・2		4	
直接投資論研究	1・2		4	
国際コミュニケーション英語研究	1・2		4	
地域活性化システム論研究	1・2		4	
コミュニティ経済学研究	1・2		4	
地域連携デザイン研究	1・2		4	
外国文献研究	1・2		4	
演習	1	4		8単位必修
演習	2	4		2年間にわたって履修するものとする
卒業所要単位				30単位以上 (他研究科又は学部の授業科目の履修および卒業所要単位への算入は本則第7条の規定による。また、地域公共政策専攻科目についても同様とし、履修の許可を与えるかどうかは、研究科長が履修状況等を見たとうえで判断する。)

※これ以外にも科目が開講される可能性がある。

経済学専攻博士後期課程

授業科目の名称	開講年次	単位数		備考
		必修	選択	
【理論経済学大講座】				理論経済学大講座、経済政策学大講座、比較経済学大講座から計4単位以上修得
ミクロ経済学特殊研究	1・2・3		4	
マクロ経済学特殊研究	1・2・3		4	
現代経済学特殊研究	1・2・3		4	
動態経済学特殊研究	1・2・3		4	
計量経済学特殊研究	1・2・3		4	
数理経済学特殊研究	1・2・3		4	
経済統計学特殊研究	1・2・3		4	
経済学史特殊研究	1・2・3		4	
社会思想史特殊研究	1・2・3		4	
情報処理特殊研究	1・2・3		4	
情報システム特殊研究	1・2・3		4	
産業組織論特殊研究	1・2・3		4	
データ解析特殊研究	1・2・3		4	
国際マクロ経済学特殊研究	1・2・3		4	
経済数学特殊研究	1・2・3		4	
【経済政策学大講座】				
経済政策論特殊研究	1・2・3		4	
金融論特殊研究	1・2・3		4	
財政学特殊研究	1・2・3		4	
地方財政学特殊研究	1・2・3		4	
公共経済学特殊研究	1・2・3		4	
社会政策論特殊研究	1・2・3		4	
環境経済学特殊研究	1・2・3		4	
租税法特殊研究	1・2・3		4	
経済行政法特殊研究	1・2・3		4	
都市経済学特殊研究	1・2・3		4	
国際協力法制特殊研究	1・2・3		4	
労働経済学特殊研究	1・2・3		4	
資源経済学特殊研究	1・2・3		4	

授業科目の名称	開講年次	単位数		備考
		必修	選択	
【比較経済学大講座】				理論経済学大講座、経済政策学大講座、比較経済学大講座から計4単位以上修得
国際経済学特殊研究	1・2・3		4	
貿易政策論特殊研究	1・2・3		4	
国際金融論特殊研究	1・2・3		4	
グローバル経済論特殊研究	1・2・3		4	
経済史特殊研究	1・2・3		4	
西洋経済史特殊研究	1・2・3		4	
日本経済史特殊研究	1・2・3		4	
経済地理学特殊研究	1・2・3		4	
地域産業論特殊研究	1・2・3		4	
地域計画論特殊研究	1・2・3		4	
地域経済論特殊研究	1・2・3		4	
国際開発論特殊研究	1・2・3		4	
経済発展論特殊研究	1・2・3		4	
中国経済論特殊研究	1・2・3		4	
中国経済史特殊研究	1・2・3		4	
中国社会論特殊研究	1・2・3		4	
アジア社会論特殊研究	1・2・3		4	
直接投資論特殊研究	1・2・3		4	
国際コミュニケーション英語特殊研究	1・2・3		4	
地域活性化システム論特殊研究	1・2・3		4	
コミュニティ経済学特殊研究	1・2・3		4	
地域連携デザイン特殊研究	1・2・3		4	
外国文献特殊研究	1・2・3		4	
【特別科目】				
産学連携実践講義	1・2・3		2	
演習	1	4		1 2 単位必修 原則として3年間にわたって履修するものとする。
演習	2	4		
演習	3	4		
卒業所要単位				特別科目を除く20単位以上

※これ以外にも科目が開講される可能性がある。

地域公共政策専攻博士前期課程

授業科目の名称	開講年次	単位数		備考
		必修	選択	
【基礎科目】				18単位以上修得
政策分析基礎	1・2		2	
費用便益分析	1・2		2	
財政学	1・2		2	
租税法Ⅰ	1・2		2	
【分析手法科目】				
産業連関分析	1・2		2	
産業統計分析	1・2		2	
シミュレーション分析	1・2		2	
フィールドワーク分析	1・2		2	
計量経済分析	1・2		2	
統計データ処理	1・2		2	
地域史研究	1・2		2	
【専門分析】				
地域産業政策	1・2		2	
労働政策	1・2		2	
福祉・医療政策	1・2		2	
居住環境論	1・2		2	
地域資源政策	1・2		2	
都市再生論	1・2		2	
社会企業論	1・2		2	
環境政策	1・2		2	
公共経済学	1・2		2	
NPO論	1・2		2	
行政法	1・2		2	
民商法	1・2		2	
地域金融	1・2		2	
租税法Ⅱ	1・2		2	
地方税法	1・2		2	
環境学	1・2		2	
健康増進科学	1・2		2	
地域スポーツ振興政策	1・2		2	
多文化共生政策	1・2		2	
地方自治論	1・2		2	
地域プロジェクト論	1・2		2	
研究演習	1	4		8単位必修 2年間にわたって履修するものとする。 適当と認められるときは報告論文の 審査をもって修士論文の審査に代える ことができる。
研究演習	2	4		
卒業所要単位				30単位以上 (他研究科又は学部の授業科目の履修 および卒業所要単位への算入は本則第 7条の規定による。また、経済学専攻科 目についても同様とし、履修の許可を与 えるかどうかは、研究科長が履修状況等 を見たうえで判断する。)